

# コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方 (電子決済手段・暗号資産サービス仲介業)

## 凡例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第66号）	改正法
資金決済に関する法律	資金決済法
資金決済に関する法律施行令	資金決済法施行令
電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に関する内閣府令	仲介業府令
暗号資産交換業者に関する内閣府令	交換業府令
電子決済手段等取引業者に関する内閣府令	取引業府令
金融商品取引法	金商法
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係）	事務ガイドライン（暗号資産交換業者）
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 18 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者関係）	事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）
金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」	資金決済WG
金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」	暗号資産WG
金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告（2025年1月22日）	資金決済WG報告

## 目次

	項目	ページ数
1	改正法関係	3
2	資金決済法施行令関係	4
3	仲介業府令関係	4
4	交換業府令関係	10
5	取引業府令関係	11
6	銀行法施行規則関係	11

7	信用金庫法施行規則・関係告示関係	11
8	保険会社向けの総合的な監督指針関係	12
9	事務ガイドライン（暗号資産交換業者）関係	12
10	事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）関係	14
11	その他	24

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>1. 改正法関係</b>		
1	<p>マネロン・テロ資金供与対策のため、新たに創設される電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者との取引等を開始する際、事業内容等を確認するに当たって、この新たな業における基本的な取引がどのようなものかを示していただきたい。電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、電子決済手段・暗号資産の取引の媒介を行うものとされている（資金決済法第2条第18項）が、同仲介業者が、一時的であれ、利用者や電子決済手段等取引業者・暗号資産交換業者から金銭や電子決済手段・暗号資産等を受けることはないとの理解でよいか。</p>	<p>ご指摘の「基本的な取引」を示すことは困難ですが、資金決済法第63条の22の13は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が「その行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関して、利用者から金銭その他の財産の預託を受け」ることを禁止しているため、基本的には、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関して、利用者から金銭、電子決済手段及び暗号資産の預託を受けることはないものと考えられます。</p> <p>他方で、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が、（利用者ではなく）電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者から上記の各財産の預託を受けることについては、同条により禁止されるものではありません。しかしながら、当該預託を受ける行為は暗号資産交換業又は電子決済手段等取引業に該当する可能性があるほか、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律その他の法令に抵触する可能性もあるものと考えられるため、基本的には、電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者から金銭、電子決済手段及び暗号資産の預託を受けることはないものと考えられます。</p>
2	<p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が銀行、資金移動業者又は前払式支払手段発行者のライセンス等を保有しており、当該金融ライセンス等に基づいて電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の利用者から適法に財産の預託や交付を受ける場合、当該財産の預託等については、資金決済法第63条の22の13には抵触しないとの理解でよいか。</p>	<p>資金決済法第63条の22の13は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が「その行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関して」財産の預託を受けることを禁止しているにとどまり、兼業する他業に関して財産の預託を受けることは禁止されておりません。</p> <p>また、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の密接関係者の範囲からも、銀行等と資金移動業者がそれぞれ除外されております（銀行等については資金決済法施行令第20条</p>

		の6第1項柱書、資金移動業者については仲介業府令第33条第2号)。
<b>2. 資金決済法施行令関係</b>		
3	<p>資金決済法第63条の22の13では、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者及び当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者と「密接な関係を有する者」として政令で定める者について、その行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関して金銭等の預託を禁止しており、当該「密接な関係を有する者」の範囲は資金決済法施行令第20条の6で規定されている。</p> <p>そして、同条第1項第3号によれば、「当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の親法人等又は子法人等」も密接な関係を有する者に規定されているため、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が、そのグループ関係にある暗号資産交換業者や電子決済手段等取引業者に利用者の金銭等を預託させることも禁止されるようにも読める。</p> <p>また、同条柱書では、密接な関係を有する者から、「銀行等その他内閣府令で定める者」は除外されているが、仲介業府令第33条で密接な関係を有する者から除かれる者は、①信託会社・外国信託会社と、②資金移動業者に限定されており、暗号資産交換業者や電子決済手段等取引業者は除かれていない。</p> <p>そのため、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が、そのグループ関係にある暗号資産交換業者や電子決済手段等取引業者の取引を媒介した場合、同法第63条の22の13に基づいて、当該暗号資産交換業者や電子決済手段等取引業者において利用者から金銭等の預託を受けることが禁止されることにならないかを確認したい。</p>	<p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者とグループ関係にある電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者が、自己の業務として利用者から金銭その他の財産の預託を受けるとき、当該預託は、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が「行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関して」受ける金銭その他の財産の預託には該当しないものと考えられます。したがって、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が利用者との取引を媒介する場合であっても、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者とグループ関係にある電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者による金銭その他の財産の預託は、資金決済法第63条の22の13に基づく金銭等の預託の禁止の対象となるものではないと考えられます。</p>
<b>3. 仲介業府令関係</b>		
4	<p>仲介業府令第5条第4号及び第5号はどのような趣旨か。媒介する対象となる銘柄を複数の所属電子決済手段等取引業者等が取り扱っておりそれぞれ契約上媒介可能な場合（例：電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者Aが、ある電子決済手段又は暗号資産について、所属電子決済手段等取引業者等B及び所属電子決済手段等取引業者等Cのために媒介する場合）には、個々の媒介取引によっていずれかの所属電子決済手段等取引業者等が賠償責任を負うことになる理解であるため、このような場合はB及びCを記載するというところでよいか。</p>	<p>基本的には、ご理解のとおりです。なお、登録申請書において、利用者から見ていずれの所属電子決済手段等取引業者等が損害を賠償する責任を負うかが明確でない場合についても、損害賠償を行う所属電子決済手段等取引業者等を記載していただく必要があります（事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅲ-2-1(3)①ロ）。</p>
5	<p>仲介業府令第6条第4号につき「外国電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者である場合にあっては、法に相当する外国の法令の規定により当該外国において法第六十三条の二十二の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて電子決済手</p>	<p>例えば、外国における電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に相当する業の登録の登録証明書等を想定しております。</p>

	<p>段・暗号資産サービス仲介業を行う者又は当該外国の法令に準拠して法第二条第十八項各号に掲げる行為のいずれかに相当する行為を業として行う者であることを証する書面」とあるが、具体的にはどのような書面の提出を想定しているのか。</p>	
6	<p>仲介業府令第6条第5号で添付を求められる契約書は、媒介行為の委託に関する契約と考えてよいか。事業者間では複数の業務委託契約を締結する可能性があるが、同号では特に媒介行為に関する委託を含む契約の提出が求められるものであると理解してよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
7	<p>仲介業府令第6条第5号では、登録申請書の添付書類として、「所属電子決済手段等取引業者等との間の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る業務の委託契約に係る契約書の写し」とあるが、他の号において「所属暗号資産交換業者等との間の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る業務の委託契約に係る契約書の写し」が規定されていない。これは、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が暗号資産仲介行為を行う場合には、当該委託契約に係る契約書の写しは添付書類として必要ないとの理解でよいか。</p> <p>また、同府令第31条第3号では「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が、電気通信回線に接続している電子計算機を利用して、利用者と暗号資産仲介行為に係る業務に係る取引を行う場合には、当該利用者が当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者を【所属電子決済手段等取引業者等】又はその他の者と誤認することを防止するための適切な措置」とあるが、【】については【所属暗号資産交換業者等】の誤りではないか。</p>	<p>仲介業府令第6条第5号括弧書きのとおり、「所属電子決済手段等取引業者等」とは、資金決済法第63条の22の5第1項第1号ハに規定する所属電子決済手段等取引業者等、すなわち、所属電子決済手段等取引業者又は所属暗号資産交換業者のことをいいます。そのため、所属暗号資産交換業者との間の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る業務の委託契約に係る契約書の写しも、登録申請書の添付書類として必要です。なお、「所属暗号資産交換業者等」という定義は定められておりません。</p>
8	<p>「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の内容又は方法を変更しようとする場合」は事前届出の対象外とされている（仲介業府令第15条第5号）が、種別を跨がないサービス内容の変更については事後届出で差し支えないとの理解でよいか。</p> <p>この点について、資金決済法第63条の22の6第4項の届出等の対象になるので、同条第3項については事前届出等の対象としなくても問題ないとする趣旨でよいかを確認したい。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
9	<p>仲介業府令第15条第6号について、「法第六十三条の二十二の三第一項第五号に掲げる事項の変更（新たな種別の業務を行おうとすることによるものに限る。）に伴う場合」が事前届出の対象外とされているのは、種別変更の際には変更登録を通じて実質的な審査がなされるため、当該種別変更に伴う変更は事前届出の対象外とされたものと理解している。他方、種別変更に係る変更登録を得ても、当該変更に伴って資金決済法第63条の22の3第1項第6号から第8号までの内容が変更された場合は事後届出は必要になるとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

10	<p>資金決済法第 63 条の 22 の 6 第 3 項及び仲介業府令第 16 条の規定は、暗号資産交換業者に係る同法第 63 条の 6 第 1 項及び電子決済手段等取引業者に係る同法第 62 条の 7 第 3 項と同趣旨の規定と考えられるところ、例えば暗号資産交換業者の実務においては、暗号資産の新規取扱銘柄の届出については、事実上の事前審査がなされていると認識している。この点、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が取扱銘柄の追加を行う場合における事前届出は、当該追加銘柄が、既に所属電子決済手段等取引業者又は所属暗号資産交換業者において法令に基づく変更届出等の手続が完了しているものであれば、重ねての審査は不要であると考えられることから、端的に届出を行うこと、及び当該届出書に法定の届出事項及び添付書類に不備がない場合には、これをもって取扱いが可能となる（事実上の審査は実施されない）という認識でよいか。</p>	<p>「事実上の事前審査」の意味するところが明らかではありませんが、所属電子決済手段等取引業者等に求められる取引業府令第 30 条第 1 項第 5 号及び交換業府令第 23 条第 1 項第 5 号に規定する措置については、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に求められるものではありません。</p>
11	<p>仲介業府令第 17 条第 1 号ロで「利用者が支払うべき対価（中略）が所属電子決済手段等取引業者により異なるときは、その旨」とあるが、利用者が負担する手数料等が所属先によって異なる場合は「所属先によって負担する手数料等が異なります。詳細は xxx をご確認ください」というような明示・案内を行う理解でよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、例示いただいたような明示の在り方も否定されるものではないと考えます。</p>
12	<p>仲介業府令第 17 条第 1 号ハ及び第 2 号ロでは、「当社の所属電子決済手段等取引業者等は●と●です」という表示を想定しているのか。それとも、実際に顧客が個別取引を行う前に取引相手方となる所属電子決済手段等取引業者等の名前を明示することを求める趣旨か。</p>	<p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、複数の所属電子決済手段等取引業者等の委託を受ける場合、利用者の取引の相手方となる所属電子決済手段等取引業者等の商号又は名称を明示しなければならず（資金決済法第 63 条の 22 の 8 第 4 号、仲介業府令第 17 条第 1 号ハ及び第 2 号ロ）、当該明示は、遅くとも特定の電子決済手段又は暗号資産についての説明など電子決済手段仲介行為又は暗号資産仲介行為を行おうとするまでに行われる必要があると考えられます。そして、かかる場合においては、複数の所属電子決済手段等取引業者等の商号又は名称を列挙するだけでは足りず、利用者が行う個別の取引についての相手方となる所属電子決済手段等取引業者等の商号又は名称を明示する必要があります。</p>
13	<p>仲介業府令第 17 条第 2 号イで「利用者が支払うべき対価（中略）が所属暗号資産交換業者により異なるときは、その旨」とあるが、利用者が負担する手数料等が所属先によって異なる場</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、例示いただいたような明示の在り方も否定されるものではないと考えます。</p>

	合は「所属先によって負担する手数料等が異なります。詳細は xxx をご確認ください」というような明示・案内を行う理解でよいか。	
14	仲介業府令第 17 条第 2 号口では、「所属暗号資産交換業者の商号」との記載があるが、同条第 1 号ハと同様に「商号又は名称」と記載する必要はないか。	所属電子決済手段等取引業者と異なり、所属暗号資産交換業者については商号ではなく名称を使用する者が想定されないため、ご指摘の修正は必要ないものと考えます。
15	仲介業府令第 25 条第 1 項等では、書面の交付その他の適切な方法による情報提供を求めているが、電磁的方法による情報提供等が認められるということによいか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要がありますが、ご理解のとおりです。
16	仲介業府令第 26 条第 1 項各号及び第 31 条各号で求められる措置については仲介の態様や電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者と所属電子決済手段等取引業者等とのシステム上の連携の程度等によって求められる体制は可変であるべきと考える。例えば、総合的な判断により媒介には該当し得る仲介の態様による場合であっても、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者側でキャンペーン広告を掲示して所属電子決済手段等取引業者等に送客し所属電子決済手段等取引業者等で口座開設や取引が行われるようなケースであれば求められる体制は相当程度軽減されるべきと考えるが、このような理解でよいか。	電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、仲介業府令第 26 条第 1 項各号及び第 31 条各号で求められる利用者保護措置等を講じる必要があります。もっとも、当該措置が講じられているか否かは、各電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のビジネスモデルを踏まえつつ、規定の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。
17	仲介業府令第 26 条第 1 項第 4 号は、取引の指図内容を確認し、少なくとも指図内容の取消ができるような画面遷移又は画面構成を設けることによいか。	ご理解のとおりです。
18	仲介業府令第 26 条第 1 項第 5 号に該当する「重要な情報」はどのようなものを想定しているか。	取引業府令第 30 条第 1 項第 7 号に定める重要な情報と同様の情報を想定しております。
19	仲介業府令第 26 条第 1 項第 6 号について、金銭又は暗号資産の借入れは対象外ということによいか。	ご理解のとおりです。なお、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が、その行う暗号資産仲介行為に係る業務に関し、暗号資産の借入れを行う場合には、仲介業府令第 31 条第 6 号イ及びロに掲げる措置を講ずる必要があります。
20	仲介業府令第 26 条第 1 項第 6 号に基づいて電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が電子決済手段の借入れを行う場合として想定しているビジネスモデル等があれば、ご教示いただきたい。また、当該電子決済手段の借入れは、資金決済法第 63 条の 22 の 13 には抵触しないと理解でよいか。	前段については、現時点で具体的に想定しているものはございません。後段については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、基本的にはご理解のとおりです。
21	仲介業府令第 26 条第 1 項及び第 31 条については、電子決済手段、暗号資産それぞれの仲介行為に関して定めているが、シームレスに取引を行うためには、できる限り同様の対応を求め	仲介業府令第 26 条第 1 項及び第 31 条に掲げる措置については、基本的に同様の対応を求めるものと考えられます。

	<p>るものとなることが重要であるが、最小限の差異を除いては同様の運用で対応できるように内部的に整理されているということによいか。</p>	
22	<p>仲介業府令第 26 条第 1 項第 6 号や第 31 条第 6 号に電子決済手段や暗号資産の借入れを仲介業者が行う場合についての規定があるが、これは電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が借入れを行う（借入れの仲介ではなく）場合についての規定という趣旨か。電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者なのにここだけ自身が当事者となる場合の規定がある点、そうであれば逆に借入れの仲介の場合の規定がなくてよいのか、という疑問がある。また、電子決済手段等取引業者・暗号資産交換業者でもなく自身がカストディをすることはないのに、レンディングがカストディではないことの説明（誤認防止）を求められていること（仲介業府令第 26 条第 1 項第 6 号イ及び第 31 条第 6 号イ）は不要又は過大な義務ではないか（他のレンディングだけやっている業者は規制対象外で特にこのような対応を求められていないこととバランスを失するのではないか。）。</p>	<p>仲介業府令第 26 条第 1 項第 6 号及び第 31 条第 6 号の規定の趣旨についてはご理解のとおりであり、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が電子決済手段又は暗号資産の借入れを行う場合には、当該仲介業者が自身の電子決済手段又は暗号資産と分別して管理する法令上の義務があると利用者が誤認するおそれがあることから、いずれも必要な規定だと考えます。</p>
23	<p>仲介業府令第 37 条第 2 号に関して、「個別の企業の分析及び評価に関する資料」としてどのような内容を想定しているか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要がありますが、記載内容が個別企業（特定電子決済手段の発行者を含む。）の分析・評価等にとどまる資料は広告等規制の対象となる「広告類似行為」には該当しないものと考えられます。ただし、当該資料が特定電子決済手段取引契約の締結の勧誘に用いられるような場合には、「広告類似行為」に該当するものと考えられます。</p>
24	<p>仲介業府令第 39 条及び第 46 条の「対価に関する事項」について、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が利用者から手数料その他の報酬・費用を徴収せず、利用者が暗号資産交換業者に対して、当該交換業者が定める所定の対価のみを支払うスキームの場合、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の説明義務としては、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対する対価は発生しない旨を明示し、かつ、暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者が受領する対価については当該業者のウェブサイト等（対価に関する事項が公表されているページ）を参照させる方法（リンクの提示等）により案内することで、本規定の要件を満たすと解してよいか。電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者と別法人である暗号資産交換業者、電子決済手段等取引業者が徴収する手数料等について適時に自社の広告及び契約成立前交付書面に反映することは極めて困難であることから、このような取扱いを許容していただきたい。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、例示いただいたような方法も否定されるものではないと考えます。</p>

25	仲介業府令第 41 条について、基幹放送事業者のインターネット配信業務については、何等かの整理は行われているか。	ご指摘の事例の仲介業府令第 41 条第 1 項への該当性については、個別事例ごとに判断されるべきものと考えます。
26	仲介業府令第 43 条第 3 項から第 5 項までに関して、電磁的記録により作成された書面については、ポイント数はどのように考えるべきか。各条項で記載のポイント数以上で表示でき、かつ容易にかかる表示のために必要な解像度を有することで足りるか。	個別事例に応じて具体的に判断する必要がありますが、電磁的記録により作成された書面については、例えば、ウェブ画面に表示させる場合、仲介業者等において各条項で規定された所定のポイント数以上で表示されるような設定をしていれば、特段の問題はないものと考えられます。
27	仲介業府令第 57 条第 1 号に関して、「裏付けとなる合理的な根拠」としてはどのようなものが許容されるか。	裏付けとなる根拠の合理性については表示する個別の事項ごとに実態に即して実質的に判断される必要がありますが、事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ-2-1-3-2(5)③で列挙されるような場合には、裏付けとなる合理的な根拠がないと判断される可能性が高いと考えております。
28	仲介業府令第 57 条第 3 号について、電子メール、DM等の電子的手段による勧誘行為や、説明の求めがある場合の電話等での対応は禁止されていないと理解してよいか。	ご理解のとおりです。
29	仲介業府令第 59 条第 3 項第 5 号で「取引の内容に係る部分については、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が知り得た事項について記載すること」とあるが、同号で記録を要するとされている情報であっても所属電子決済手段等取引業者等からの情報入手が難しい場合は記録を要しないとの趣旨と考えてよいか。例えば、媒介した取引の約定内容について電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者と所属電子決済手段等取引業者等において連携が難しい場合（システムの仕様上連携が難しい場合や、提供を求めたが拒否された場合など）は記載不要と考えてよいか。	仲介業府令第 59 条第 3 項第 5 号は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が「知り得た」事項について記載を求めらるものであり、当該事項を「知り得た」か否かは、各電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のビジネスモデルを踏まえつつ、規定の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。
30	仲介業府令第 62 条第 5 項第 5 号で「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の一部の廃止」とあるが、例えば、所属元の暗号資産交換業者が銘柄の取扱いを一部廃止した場合、当該事象は「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の一部の廃止」には該当しないが、資金決済法第 63 条の 22 の 6 第 4 項に基づく事後届出を要することになるとの理解でよいか。	ご指摘の事例については、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の一部の廃止」（資金決済法第 63 条の 22 の 23 第 2 項第 1 号）に該当し、同項に基づく事後届出が必要になるものと考えられます。なお、かかる場合、同法第 63 条の 22 の 6 第 4 項に基づく事後届出は不要と考えられます。同項の条文の括弧内の記載をご参照ください。

31	<p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が備えるべき体制整備は、暗号資産交換業者が電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対して委託する業務の内容やリスクの規模・特性に応じて合理的な水準のものとするだけで足りるという理解でよいか。</p> <p>具体的には、登録申請書の業務の内容及び方法として記載する内容が、暗号資産交換業者が電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対して「ウェブサイト経由での口座開設の勧誘」及び「顧客情報の把握」のみを委託し、口座開設後の取引の勧誘や顧客対応（問合せ・苦情処理等）については委託しないというものである場合、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、これら委託を受けていない業務に係る顧客対応窓口等の体制を構築することなく、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の登録申請を行うことができるという理解でよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、基本的にはご理解のとおりです。</p>
32	<p>仲介業府令別紙様式第1号（第5面）の「8. 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の業務の種別」の記載上の注意において、「…いずれかを記載すること」とされているが、一の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が電子決済手段仲介行為に係る業務及び暗号資産仲介行為に係る業務を兼営することは、当該記載上の注意にかかわらず妨げられないという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
<b>4. 交換業府令関係</b>		
33	<p>資金決済WGの資料にもあるとおり、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、所属暗号資産交換業者の管理画面に遷移することなく、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の管理画面上で一連の取引を完結できるUI／UXを目指すビジネスモデルを志向するものと考えられる。交換業府令第22条第6項及び第7項に基づく情報提供に関して、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が同各項に準じた情報提供を行った場合の所属暗号資産交換業者の説明義務の免責規定が設けられていない。例えば、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のサービス画面上で、同条第6項及び第7項の内容について所属暗号資産交換業者に代わって顧客に情報提供を行う場合（当該所属暗号資産交換業者の管理画面には一切遷移しない）であっても、所属暗号資産交換業者としては、同各項に基づく情報提供義務を改めて行わないといけないとの理解でよいか。</p> <p>仮にかかる理解だとすると、サービス設計上、所属暗号資産交換業者の画面への遷移が必要になる等ビジネス上の障害となる可能性が高いため、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の画面上の表示をもって、所属暗号資産交換業者の情報提供義務は履行されていると整理いただきたい。</p>	<p>交換業府令第22条第6項及び第7項に基づく情報提供について同条第5項のような免責規定を設けていないのは、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者には同様の情報提供を義務付けていないためです。</p> <p>なお、同条第6項及び第7項に基づく情報提供については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、所属暗号資産交換業者が電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者を通じて利用者に対して情報提供を行うことも可能と考えます。</p>

5. 取引業府令関係		
34	<p>資金決済WGの資料にもあるとおり、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、所属電子決済手段等取引業者の管理画面に遷移することなく、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の管理画面上で一連の取引を完結できるUI/UXを目指すビジネスモデルを志向するものと考えられる。取引業府令第29条第7項及び第8項に基づく電子決済手段等取引業者による情報提供に関して、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が同各項の規定に準じた情報提供を行った場合の免責規定が設けられていない。例えば、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のサービス画面上で、同条第7項及び第8項の内容について所属電子決済手段等取引業者に代わって顧客に情報提供を行う場合（当該所属電子決済手段等取引業者の管理画面には一切遷移しない）であっても、所属電子決済手段等取引業者としては、同各項に基づく情報提供を改めて行わないといけないとの理解でよいか。</p> <p>仮にかかる理解だとすると、サービス設計上、所属電子決済手段等取引業者の画面への遷移が必要になる等ビジネス上の障害となる可能性が高いため、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の画面上の表示をもって、所属電子決済手段等取引業者の情報提供義務は履行されていると整理いただきたい。</p>	<p>取引業府令第29条第7項及び第8項に基づく情報提供について同条第6項のような免責規定を設けていないのは、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者には同様の情報提供を義務付けていないためです。</p> <p>なお、同条第7項及び第8項に基づく情報提供については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、所属電子決済手段等取引業者が電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者を通じて利用者に対して情報提供を行うことも可能と考えます。</p>
6. 銀行法施行規則関係		
35	<p>銀行法施行規則第13条第4号の3で引用されている資金決済法第2条第10項に規定する「電子決済手段の管理」の定義からは、信託銀行（兼営法第1条第1項による認可を受けた銀行）が行う電子決済手段の管理が除外されている。これを踏まえると、信託銀行が行う電子決済手段の管理に係る業務は、銀行本体において媒介が可能な業務に含まれるとの理解でよいか。</p> <p>なお、信託契約の締結の媒介を行うものとして信託契約代理業に該当する場合には、信託業法第67条第1項の登録を受けて行うことを想定している。</p>	<p>ご理解のとおりです。信託契約の締結の媒介を行うものとして信託契約代理業に該当する場合には、信託業法第67条第1項の登録を受けた上で行う必要があると考えます。</p>
36	<p>銀行の子会社においては、銀行法施行規則第17条の3第2項第1号の5に規定される「電子決済手段関連業務」の一部として、電子決済手段関連業務の媒介が可能との理解でよいか。</p>	<p>電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換の媒介は、銀行法施行規則第17条の3第2項第1号の5に規定されている「電子決済手段関連業務」に該当すると考えます。</p>
7. 信用金庫法施行規則・関係告示関係		
37	<p>今般の告示の改正内容及び資金決済法の定めを見るに、信用金庫が行う「電子決済手段の交換等の媒介」について、次のように整理するとの理解でよいか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、電子決済手段等取引業者の委託を受けて行う電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換の媒介（「電子決済手段仲介</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常は「電子決済手段等取引業者」の業務（資金決済法第2条第10項及び第11項）に該当する。</li> <li>・ ただし、電子決済手段等取引業者（発行者を含む。）からの委託を受け「電子決済手段の交換等の媒介」のみを取り扱う場合は、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」の業務（同条第18項）に該当する。</li> </ul>	<p>行為」（資金決済法第2条第18項第1号に掲げる行為）は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の登録を受けて行うことが可能です。なお、電子決済手段仲介行為は同条第10項第2号の「媒介」に該当するため、電子決済手段等取引業者の登録を受けて行うことも可能です。</p>
38	<p>信用金庫の子会社は、現行の信用金庫法施行規則第64条第3項第1号の5により、資金決済法に定められるところの「電子決済手段関連業務」（電子決済手段の交換等、電子決済手段の管理）を行うことができる。</p> <p>一方で、今般の改正案では、資金決済法第2条第18項に定められる「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」（電子決済手段等取引業者の委託を受けて、電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換の媒介を当該電子決済手段等取引業者のために行うこと）を行うことができるようになることが示されている（信用金庫法施行規則第64条第3項第1号の6）。</p> <p>現行の条項と改正案の条項を照らし合わせると、子会社が行うことができる業の内容が重複して定められているように考えられるが、このような理解で差し支えないか。</p> <p>また、電子決済手段等取引業者の委託を受けて電子決済手段の交換等を行う場合、かかる行為は信用金庫法施行規則第64条第3項の「第1号の5」と「第1号の6」のいずれにも当てはまるように思われるが、かかる行為を「第1号の6」の適用によるものと理解してよいか。</p>	<p>信用金庫法施行規則第64条第3項第1号の5は、「資金決済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務」と規定している一方、信用金庫法施行規則第64条第3項第1号の6は、「資金決済に関する法律第二条第十八項に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業（同項に規定する暗号資産仲介行為に係る業務に限る。）」と規定しております。信用金庫法施行規則第64条第3項第1号の6については、暗号資産仲介行為に係る業務に限定していることから、同項第1号の5及び第1号の6の間には内容の重複はないものと考えます。</p> <p>したがって、信用金庫の子会社である電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が、電子決済手段等取引業者の委託を受けて電子決済手段仲介行為を行う場合には、同項第1号の5の適用によるものと考えられます。</p>
<b>8. 保険会社向けの総合的な監督指針関係</b>		
39	<p>保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ－2－2（注8）について、ここでいう「リスク商品」とは具体的にどのような金融商品を想定しているか。</p>	<p>リスク商品とは、顧客がリスクを見誤る可能性がある商品を指し、一概に例示することは困難ですが、例えば、暗号資産商品のほかに、投資信託等の有価証券関連商品、特定保険等が考えられます。</p>
<b>9. 事務ガイドライン（暗号資産交換業者）関係</b>		
40	<p>事務ガイドライン（暗号資産交換業者）Ⅰ－1－2－2②の（注1）の記載について、単にリンク付きの広告を表示する行為は、媒介に当たらないと理解してよいか。</p> <p>そして、提供される暗号資産の取引の相手方が暗号資産交換業者であること及び当該取引等に係る説明等が当該暗号資産交換業者により提供されるものであることをあらかじめ明示する</p>	<p>事務ガイドライン（暗号資産交換業者）Ⅰ－1－2－2②（注1）なお書の記載は、事業者が、自らのサービスの顧客を暗号資産交換業者に送客する場合において、（暗号資産交換業者のサイトへの単なるリンクの設定にとどまらず）送客</p>

	<p>のは、煩雑である。他の事業者の広告であることが明瞭に認識できる表示がなされていれば足りることとすべきではないか。</p>	<p>元のサービスに係る画面上で暗号資産の取引の機会を提供したとしても、提供される暗号資産の取引の相手方が暗号資産交換業者であること及び当該取引等に係る説明等が当該暗号資産交換業者により提供されるものであることがあらかじめ明示されている場合には、他に暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っているとは評価すべき事情のない限り、暗号資産の売買等の媒介に該当しないことを示すものです。</p> <p>他方、事業者のウェブサイト等において、暗号資産交換業者のサイトへの単なるリンクの設定や暗号資産交換業者から提供を受けたコンテンツの転載のみを行う場合において、暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に至る交渉や手続は当該暗号資産交換業者と顧客との間で行い、当該契約の締結に当たり当該事業者が関与をもたない場合には、同（注2）のとおり、「紹介」に当たり、暗号資産の売買等の媒介に至らない行為といえる場合があります。</p>
41	<p>事務ガイドライン（暗号資産交換業者）Ⅰ－1－2－2②の（注1）の記述を踏まえると、ユーザーが電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のウェブサイトやアプリの画面上で操作を行い、当該画面から暗号資産交換業者のサイトに遷移することなく、当該画面上で暗号資産の売買等の注文を入力し、かつ、暗号資産交換業者との間の取引が完了する場合において、同記述で求められる要件を充足し「暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っているとは評価されない」場合においては、仲介事業者の行為は暗号資産の売買等の媒介に該当しないという理解でよいか（事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者）及び事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）における同旨の記載についても、同様の点について質問するもの。）。</p> <p>媒介該当性は、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるため、個別事例に即せず一概に該当性を判断することは困難であると理解している。一方で、資金決済WG第5回の事務局説明資料7頁において「アプリの操作のイメージ（画面遷移が行われない場合）」の事例が図示されているところ、この事例のように「画面遷移が行われない場合」においても、</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

	<p>上記（注1）で求められる要件を充足し、かつ、「暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っている」と評価されない」場合には暗号資産の売買等の媒介に該当しないといえる場合があると考えてよいか。</p>	
42	<p>事務ガイドライン（暗号資産交換業者）Ⅱ-2-3-3-3(1)においては「暗号資産交換業者が電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に業務の委託を行う際には、利用者属性等に則した適正な取引勧誘の履行を確保する観点から、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対し、利用者の属性等及び取引実態を的確に把握し得る利用者管理態勢の構築につき指導する」とあり、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者自らが、取引勧誘を行い、かつ、利用者の属性等及び取引実態を的確に把握することが前提とされているが、例えば、以下のように、仲介の内容に照らして、あるいは、所属元事業者との役割分担が合意されていれば、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者自らがこれら利用者情報の管理等を行うことは必須ではないと考えるが、このような理解で良いか。</p> <p>①電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者による売買取引の勧誘を伴わない送客に特化した仲介を行う場合においては、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者による取引勧誘が行われないことから、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者において、取引勧誘に伴う利用者管理態勢を構築する必要はない。</p> <p>②仲介の態様に鑑みると、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者による取引勧誘を行っている」と評価される場合であっても、所属暗号資産交換業者に対する委託等を通じて、所属元が利用者の属性等や取引実態を適時適切に管理し把握することが電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者との間で取り決めされている場合は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者自らが利用者情報の管理等を行うことは必須ではない。</p>	<p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者による勧誘の有無やそれに伴い構築すべき利用者管理態勢については、各電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のビジネスモデルを踏まえつつ、規定の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。また、当該利用者管理態勢の構築に当たり所属暗号資産交換業者が記録・保存する利用者情報を活用することも差し支えないものの、勧誘を行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、適合性原則に基づく利用者属性等に即した適正な勧誘を実施するための方策を講じることが求められます。</p>
<p><b>10. 事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）関係</b></p>		
43	<p>各義務が重複して課される結果、仲介業ライセンスにおいて求められる態勢整備（独立した内部監査部門、インサイダー防止の独立管理部門、反社対応専門部署、帳簿の独立作成及び10年保存、システム統括役員の設置、サイバーセキュリティ管理態勢、コンティンジェンシープランの策定・訓練、広告審査担当者の配置等）は、暗号資産交換業ライセンスとほぼ同一の水準に近づいている面がある。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。なお、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に求められる業務運営態勢については、各電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のビジネスモデルを踏まえつつ、対応する規制の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>

	<p>この場合、仲介業制度が本来意図する参入障壁の低減が十分に実現されにくく、少人数・低コストでの参入を想定するスタートアップ・ベンチャー企業にとって仲介業ライセンスの取得が事実上ハードルの高いものとなる可能性がある。結果として、暗号資産の利用チャネルの多様化やユーザーインターフェースの革新が促進されにくくなり、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業制度の活用が広がりにくくなることも懸念される。</p> <p>別途検討が行われている金商法改正が、利用者保護と市場の健全性を確保するという趣旨であることを尊重しているが、事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）が掲げる「所属電子決済手段等取引業者等の第一義的責任」の原則を個別義務項目にも一貫して反映していただき、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の規模・役割に見合った合理的な規制水準への見直しを検討いただきたい。</p>	
44	<p>事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）I-2について、電子決済手段の売買等の媒介（②）及び暗号資産の売買等の媒介（⑤）における媒介の解釈に関する記載（媒介に至らない行為の例を含む）は、現行の事務ガイドライン（暗号資産交換業者）における記載と同趣旨と思われるが、直近の同事務ガイドライン改正にかかる令和6年9月6日公表のパブリックコメント回答における内容は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業における媒介の解釈にも同様にあてはまると理解してよいか。</p>	ご理解のとおりです。
45	<p>法的解釈の明確化、技術中立的なイノベーションの促進、規制の実効性確保の観点から、以下の文言を、事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）I-2の末尾への追記としてご検討いただきたい。</p> <p>「なお、次の①から⑥の条件をすべて満たす者については、個別事例ごとの実態判断を前提としつつも、原則として、電子決済手段等取引業（資金決済法第2条第10項）および電子決済手段・暗号資産サービス仲介業のいずれにも該当しないものと整理し得る。</p> <p>① 利用者の秘密鍵（又はこれと同等に電子決済手段若しくは暗号資産の移転を可能にする認証情報・署名生成情報・復元情報）を、単独でも関係事業者と共同しても、利用者の電子決済手段又は暗号資産を移転できる状態で保有しないこと。</p> <p>② 自ら電子決済手段又は暗号資産の売買・交換を行わないこと。</p>	あるサービスが電子決済手段等取引業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に該当するか否かは、当該サービスの具体的な内容を踏まえて個別に判断を行う必要があるため、ご指摘の追記を行うことは適当でないものと考えます。

	<p>③ 利用者と電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者との間の売買・交換等に係る契約の成立に向けた勧誘・推奨・条件交渉・申込支援・注文指図その他一連の誘引行為を一切行わないこと。</p> <p>④ 売買・交換の申込み、注文指図、見積取得又は約定手続に直結するUI（取引機会を提供する画面）を提供しないこと。</p> <p>⑤ 提供するサービスが、KYC手続、VC（Verifiable Credential）発行支援、VP（Verifiable Presentation）検証及びこれらに付随する認証・鍵管理の技術基盤（利用者が秘密鍵を自己管理し、自らの意思と指図により決済・送金を実行するソフトウェア等の機能を含む。）の提供に限られること。</p> <p>⑥ 受領する対価が、提供する技術基盤（ソフトウェア、SDK、本人確認証明書の発行・管理基盤等）に係る利用許諾又は技術サービスの提供に対するものに限られ、口座開設数・取引件数・取引高その他取引成果に連動しないこと。」</p>	
46	<p>事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ-2-1-3-2(1)②の第二文として「なお、当該利用者管理態勢の構築に当たり所属暗号資産交換業者が記録・保存する利用者情報を活用することも差し支えない」とあるが、逆に電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が記録・保存する利用者情報を所属暗号資産交換業者が活用することも差し支えないと理解してよいか（なお、所属暗号資産交換業者側で取得すべき情報が不足している場合は所属暗号資産交換業者が自ら利用者から不足分を取得する必要があるとの前提である）。</p>	<p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が記録・保存する利用者情報を所属暗号資産交換業者が活用すること自体は許されると考えます。</p>
47	<p>利用者が所属暗号資産交換業者の暗号資産交換サービスを利用するには、所属暗号資産交換業者において口座開設及び本人確認手続が必要であり、その過程で利用者の知識・経験・財産状況等の属性情報は所属暗号資産交換業者が既に取得・管理している。</p> <p>事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ-2-1-3-2(1)②は「所属暗号資産交換業者が記録・保存する利用者情報を活用することも差し支えない」と認めており、さらに同(1)②ハは「所属暗号資産交換業者における利用者口座ごとの売買損、評価損、取引回数、手数料の状況等」を利用者の取引実態把握の参考とすべきとしている。これらのデータはいずれも所属業者のシステム上にのみ存在するものである。</p> <p>所属暗号資産交換業者データの活用を容認しつつ、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者にも独自の属性情報収集・管理義務を課すことは、実質的に二重の管理となる面があり、整合性の観点からご検討いただく余地があるのではないかと考えます。</p>	<p>金融商品仲介業者等の他の仲介業者と同様、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者についても適合性原則への対応が求められております（仲介業府令第57条第6号）。構築すべき利用者管理態勢については、各電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のビジネスモデルを踏まえつつ、規定の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。なお、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のビジネスモデル上、利用者の属性等及び取引実態を直接把握できない場合がありますが、その場合に当該業者に独自の利用者情報の把握義務を課すものではなく、利用者管理態勢の構築に当たり所属暗号資産交換</p>

	<p>利用者属性管理は口座を管理する所属暗号資産交換業者に一元化し、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は所属暗号資産交換業者のデータを参照する形で適合性判断を行うことを原則としていただくことはできないか。</p>	<p>業者が記録・保存する利用者情報を活用することも認められます（事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ-2-1-3-2(1)②）。</p>
48	<p>事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）の「Ⅱ-2-1-6顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第2条）」（20頁）の上を一行空けてほしい。</p>	<p>ご指摘を踏まえた修正を行いました。</p>
49	<p>事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ-2-2-1-2(3)利用者に対する情報の提供中、⑤として利用者の参考となる事項の説明として、（注1）としていくつか記載がある。これらは例示であるのでどのような情報を提供するかは事業者の判断にゆだねられているとの理解でよいか。特に中ポツ3つ目と4つ目の手数料の開示に関する事項は、ビジネス上開示が難しい場合もあるため、ベストプラクティスとして考えられる任意の取り組みの例の一つであることを確認したい。</p>	<p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者についても、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第2条に基づき、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行することが求められます。この観点から、利用者が適切に事業者や金融商品・サービスの選択等の判断を行うことができるよう、金融事業者においては利用者のために提供すべき情報を提供することが求められます。このための情報提供の具体的な方法については、事業者委ねられており、事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）中のご指摘の手数料等の開示に関する事項もそのための例示です。</p> <p>ただし、中でも、金融サービスの提供等に係る業務を行う金融事業者が、顧客等への商品の販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の金銭的対価支払を受領する場合は、利益相反の可能性が生じる事情として典型的なケースと考えられます。仮に、「ビジネス上開示が難しい」場合があるのであれば、その場合は、利益相反の可能性あることを顧客等に明示した上で、「ビジネス上開示が難しい」旨及びその背景事情等を丁寧に説明する方法も考えられると思われま。いずれにせよ、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行する観点から、どのような情報を提供することが金融事業者として適切かをご検討いただけましたら幸いです。</p>

50	<p>事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ－２－２－１－２(5)電子決済手段関係情報及び暗号資産関係情報の適切な管理について、取引自体は交換業者の確認済み口座を通じて行われ、記録も残るところ、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者側で独立性の高い管理部門まで要するのは過大ではないか。</p> <p>また、(7)も同様に取引自体は交換業者を通じて行われる中で、特に①、③の規制は過大ではないか。</p>	<p>（前段について）</p> <p>電子決済手段関係情報及び暗号資産関係情報の適切な管理は利用者のみならず電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の役職員による当該情報を利用した取引等を未然に防止するために必要であり、電子決済手段関係情報及び暗号資産関係情報に業務上触れる可能性のある電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者においても当該情報の適切な管理措置を求めています。</p> <p>（後段について）</p> <p>必要とされる不公正な行為を防止するための措置の内容については、各電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のビジネスモデルを踏まえつつ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきであり、事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ－２－２－１－２(7)①から③の各着眼点に記載されている字義どおりの対応が電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者においてなされていることを必ずしも求めるものではありません。</p>
51	<p>事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ－２－２－１－２(5)②は、暗号資産関係情報を管理する「独立性の高い部門」の設置を求めている。しかし、同ガイドラインⅡ－２－２－１－２(5)①の(注)が示す暗号資産関係情報の具体的類型（ブロックチェーンの分岐、発行者等の倒産手続開始、取扱開始・廃止の決定、価格に重大な影響を及ぼす大規模取引の受注等）は、いずれも所属電子決済手段等取引業者等において第一次的に発生し管理される情報であり、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者がこれらの情報に接する場面は限定的と考えられる。</p> <p>また、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者経由の注文であっても、最終的な約定処理は所属電子決済手段等取引業者等のシステムで行われるため、不公正取引の実効的な検知・防止は所属電子決済手段等取引業者等のモニタリングシステムに依るところが大きいと考える。少人数で運営するスタートアップ企業に対して「独立性の高い管理部門」の設置を一律に求めることは負担となる可能性がある。</p>	<p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、利用者保護措置等の一環として、暗号資産関係情報を適切に管理するために必要な措置を講じることが求められています（仲介業府令第31条第5号）。当該暗号資産関係情報の管理措置は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の役職員が、自己又は第三者の利益を図ることを目的として、業務に関して取得した暗号資産関係情報を、第三者に伝達又は利用することを未然に防止するために必要であり、利用者の注文の最終的な約定処理が所属電子決済手段等取引業者等において行われることは、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が講じべき暗号資産関係情報の管理措置の程度に直接影響は及ぼすものではないと考えられます。なお、電子決済手段・暗</p>

	<p>インサイダー防止に係る管理部門設置義務について、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の規模・業容に応じた比例原則の導入をご検討いただきたい。また、小規模事業者については所属電子決済手段等取引業者等の情報管理体制に依拠する代替措置を認めていただけないか。</p>	<p>号資産サービス仲介業者が設置する暗号資産関係情報の管理部門が「独立性の高い部門」（事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ-2-2-1-2(5)②）といえるかについては、個別事例ごとに当該業者の規模・業容等の実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
52	<p>相場操縦や仮装売買の検知には、特定の暗号資産に係る全注文データ（板情報・約定履歴・口座間の関連性等）の横断的分析が不可欠である。電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は自社を経由した注文データのみを保有しており、市場全体の取引パターンの異常を検知することには構造的な限界がある。全利用者の全注文・約定データを一元的に保有する所属業者が、不公正取引の監視に最も適した立場にあると考える。</p> <p>また、仮名口座の利用の疑いがある場合の実取引者の解明努力（Ⅱ-2-2-1-2(7)③）についても、口座を管理し本人確認情報を保有する所属電子決済手段等取引業者等でなければ実効的に行うことは難しい面がある。</p> <p>相場操縦等の監視・防止義務は市場全体のデータを保有する所属電子決済手段等取引業者等に集約し、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の義務は「不公正取引であることを知りながら媒介することの禁止」等の範囲にとどめることを検討いただけないか。</p>	<p>必要とされる不公正な行為を防止するための措置の内容については、各電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のビジネスモデルを踏まえつつ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきであり、事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ-2-2-1-2(7)①から③の各着眼点に記載されている字義どおりの対応が電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者においてなされていることを必ずしも求めるものではありません。なお、ご指摘を踏まえ、所属電子決済手段等取引業者等との連携により上記措置を講じることが認められる旨を明記しました。</p>
53	<p>事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ-2-2-1-2(7)で、不公正な行為を防止するための措置の例示として、①～③が列挙されているが、このような個別の取引に関する措置は所属電子決済手段等取引業者等において実施されれば足る場合もあり、常に電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者にも課すことは実態に反し又は過大となる場合もありうると考える。</p> <p>例えば、広告物を通じた送客のみ行うなど仲介態様が限定的で電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者側にて不公正取引を検知する余地がないような場合は所属電子決済手段等取引業者側での措置で足りるはずであるから、仲介業者側での不公正行為の防止措置は特段要しないと考えてよいか。</p> <p>また、仲介態様により電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者側でも一定の措置を要すると考えられる場合であっても所属電子決済手段等取引業者等に対する委託等を通じて一括して措置を講ずることは禁止されるものではないものであることを確認したい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、所属電子決済手段等取引業者等との連携により上記措置を講じることが認められる旨を明記しました。</p>

54	<p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関する帳簿書類の作成・保存の義務（事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ－２－２－２－２）については、システムの構築に加えて、顧客の適合性判断のための属性情報等とあわせて所属先に対して委託し一括して作成・保存することは禁止されるものではないと考えるがそのような理解でよいか。</p>	<p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関する帳簿書類の作成・保存の義務は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が負うこととされています（事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ－２－２－２－２⑤）。もっとも、帳簿書類作成事務の所属電子決済手段等取引業者等への委託が一律に禁止されるものではなく、例えば、利用者の取引状況を把握する所属電子決済手段等取引業者等が、自らのシステムやフォーマットを利用して、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のために帳簿書類を作成し、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が一定期間ごとに当該帳簿書類のデータを受領し、自ら保存することは認められる場合があるものと考えます。</p>
55	<p>Ⅱ－２－２－２－２⑤について、取引の情報については所属電子決済手段等取引業者等において記録・保存されるところ、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者側でもかかる取引情報の保存義務等を負うのは二重の管理を強いらせるものであり、過大ではないか。</p>	<p>所属電子決済手段等取引業者等又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が作成及び保存義務を負う帳簿書類の内容はそれぞれ異なるものであり、二重の管理を強いているというご指摘は必ずしも適当ではないと考えられます。なお、事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ－２－２－２－２⑤に記載のとおり、例えば、利用者の取引状況を把握する所属電子決済手段等取引業者等が、自らのシステムやフォーマットを利用して、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のために帳簿書類を作成し、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が一定期間ごとに当該帳簿書類のデータを受領し、自ら保存することは認められる場合があるものと考えます。</p>
56	<p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が所属電子決済手段等取引業者等のAPIを通じて注文を送信する仕組みでは、氏名・数量・価格・約定結果といった取引データはすべて所属電子決済手段等取引業者等側で生成・保存され、所属電子決済手段等取引業者等には既に帳簿作成・10年保存・定期報告の義務がある。</p>	<p>所属電子決済手段等取引業者等又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が作成及び保存義務を負う帳簿書類の内容はそれぞれ異なるものであり、所属電子決済手段等取引業者等側での帳簿データの作成及び保存並びに電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者による当該帳簿データへのア</p>

	<p>そのため、事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）が電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者にも帳簿作成や内部監査による検証体制まで求めると、同一取引について所属電子決済手段等取引業者等と電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が二重に帳簿を作成・検証する構造となる。</p> <p>所属電子決済手段等取引業者等のシステムを通じて帳簿データにアクセスできる体制が構築されている場合には、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者独自の帳簿作成・保存義務を軽減し、所属電子決済手段等取引業者等の帳簿及び報告を援用することを認める代替措置についてご検討いただけないか。</p>	<p>クセスのみをもって、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者による帳簿書類の作成及び保存義務を軽減することは必ずしも適当ではないと考えられます。なお、事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ-2-2-2⑤に記載のとおり、例えば、利用者の取引状況を把握する所属電子決済手段等取引業者等が、自らのシステムやフォーマットを利用して、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のために帳簿書類を作成し、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が一定期間ごとに当該帳簿書類のデータを受領し、自ら保存することは認められる場合があるものと考えます。</p>
57	<p>事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ-2-2-4-2⑦は、苦情処理について「所属電子決済手段等取引業者等により当該苦情等対処が適切に実施される体制が確保されている場合には、所属電子決済手段等取引業者等が苦情等に対処することも差し支えない」として、所属電子決済手段等取引業者等による代替を既に認めている。この考えは、所属電子決済手段等取引業者等の第一義的責任原則と整合する合理的なものを受け止めている。</p> <p>一方で、この代替措置は苦情処理のみに限定されており、同様の構造的重複が生じている帳簿管理・内部統制・利用者属性管理・相場操縦防止等の領域には適用されていない。</p> <p>所属電子決済手段等取引業者等が当該義務を適切に履行する体制が確保されている場合に、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の義務を免除又は軽減できる包括的な代替措置条項の導入をご検討いただけないか。苦情処理での考え方を他の義務項目にも拡大適用いただくことが合理的ではないか。</p>	<p>所属電子決済手段等取引業者等による代替が認められるかどうかは、対応する規制の趣旨に照らして個別に判断されるものであり、ご指摘の包括的な代替措置条項の導入は適当でないと考えられます。</p>
58	<p>事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）案Ⅱ-2-3-1-1は「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のシステムのみが停止した場合には、利用者は、…直接的に所属電子決済手段等取引業者等のシステム等を利用すれば利用者の目的が達成可能である場合もある」と認めている。これは電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のシステム停止が利用者保護上の致命的リスクとはならない場合があることを示唆するものと理解している。</p>	<p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に係るシステムリスクの程度については、所属電子決済手段等取引業者等のシステム等による代替可能性に加えて、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のシステムの脆弱性に起因した利用者保護上問題となる事態の発生可能性を考慮する必要があ</p>

	<p>一方で、同Ⅱ-2-3-1-2ではシステム統括役員の設置、サイバーセキュリティ管理態勢、コンティンジェンシープランの策定及び全社訓練の実施等、所属業者と実質的に同水準の態勢整備が求められており、Ⅱ-2-3-1-1の認識との整合性を検討いただきたい。</p> <p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のシステムリスク管理要件は、所属電子決済手段等取引業者等のシステムによる代替可能性を踏まえ、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の規模・業務特性に応じた簡素化を検討いただけないか。</p>	<p>り、前者の考慮のみをもってシステムリスク管理態勢の簡素化が認められるものではありません。</p> <p>一方で、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の規模・業務の特性等に照らして、利用者保護の観点から、事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ-2-3-1-2に掲げた各着眼点の全てについて網羅的な対応までは求めない場合もあることから、その旨を明確化しました（事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ-2-3-1-1）。</p>
59	<p>システムリスク管理に関する主な着眼点（事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ-2-3-1-2）については、取引自体は所属暗号資産交換業者のシステムを通じて行われるところ、提供サービスの形態によらずこれら規程が全て求められるのは電子決済手段・暗号資産サービス仲介業側、及び監督を行う所属暗号資産交換業者側にとっても非常に重く、これを踏まえて経済合理性を見出し、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業取得を進める意思決定を行える事業者がいるのかどうかについては疑問がある。所属暗号資産交換業者側のシステムまで侵入されるようなリスクがないか等は厳密に確認される必要はあるが、提供形態に応じメリハリを持った規制が望ましいと考える。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の規模・業務の特性等に照らして、利用者保護の観点から、事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ-2-3-1-2に掲げた各着眼点の全てについて網羅的な対応までは求めない場合もあることから、その旨を明確化しました（事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ-2-3-1-1）。</p>
60	<p>システムリスク管理に関する主な着眼点（事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ-2-3-1-2(1)~(10)）の各項目は暗号資産交換業者本体や金融サービス仲介業者に求められるものと同様の記載となっており非常に重たい内容で、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業創設の趣旨を損なうことにならないか。システム管理の重要性は理解するものの、Ⅱ-2-3-1-1に記載の通り、直接的に所属暗号資産交換業者のシステム等を利用すれば利用者の目的が達成可能である場合があることを踏まえ、実際に求められる水準は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の事業内容に照らし相当程度軽減されるべきと考える。例えば、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の管理するウェブ上の領域やアプリケーション内において所属暗号資産交換業者のために送客用のバナー広告を掲載するに過ぎない場合、その広告内容や掲載態様を総合的に考慮して媒介に該当する場合であっても、(1)~(10)の着眼点について特段の対応を要しないものと考えてよいか。</p>	

61	<p>事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）案において、システムリスク管理の主な着眼点として示された項目群（Ⅱ－２－３－１－２ 主な着眼点(1)~(10)）は、暗号資産交換業者に求められるものと同等の高度な内容になっており、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の業務実態や事業規模・リスクの性質を踏まえると負担が大きく、実効的な参入・運用の妨げとなるおそれがあると考えます。一定の水準のリスク管理が重要なことには異論ありませんが、実務的な事業運営も考慮した内容としていただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の規模・業務の特性等に照らして、利用者保護の観点から、事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ－２－３－１－２に掲げた各着眼点の全てについて網羅的な対応までは求めない場合もあることから、その旨を明確化しました（事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ－２－３－１－１）。</p>
62	<p>適合性原則に関する顧客情報の管理やセキュリティ要件が当初の想定より事業者負担が大きく、今般の暗号資産仲介制度創設の趣旨を損なうことになるのではないかと。本来、利用者のユーザビリティ（UI／UX）の向上を通じたWeb3市場の拡大発展が見込まれていたところ、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に過度な負担が課せられた場合、仲介業登録のハードルは高く、参入が見込まれなければ、当初の目的は果たされない虞がある。</p> <p>例えば、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者による売買取引の勧誘を伴わない送客を主とする仲介ビジネスを行う場合においては、顧客との暗号資産等の取引は所属先で行われることから、適合性に関する顧客情報の管理については電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者から所属先に対して委託することにより一括して所属先で管理することでも足りるとできないか。また、セキュリティ要件についても、上記の送客を主とする仲介ビジネスであって特段電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者側で取引システムを提供していない場合にはⅡ－２－３－１－２ 主な着眼点(1)~(10)の全部又は一部の対応を必ずしも要しないこととしていただきたい。</p>	<p>金融商品仲介業者等の他の仲介業者と同様、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者についても適合性原則への対応が求められております（仲介業府令第57条第6号）。なお、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者による勧誘の有無やそれに伴い構築すべき利用者管理態勢については、各電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のビジネスモデルを踏まえつつ、規定の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p> <p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の規模・業務の特性等に照らして、利用者保護の観点から特段の問題が認められないのであれば、事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ－２－３－１－２に掲げた各着眼点の全てについて網羅的な対応を求めるものではありません（事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ－２－３－１－１）。ご指摘の事例が必ずしも明らかではございませんが、事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ－２－３－１－１に掲げた観点も踏まえ、必要なシステムリスク管理態勢について個別に判断されるべきものと考えられます。</p>
63	<p>仲介業の取引構造上、利用者の注文は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者を経由して所属電子決済手段等取引業者等のシステムに送信され、約定処理・決済・利用者の資産管理はすべて所属電子決済手段等取引業者等側で実行される。電子決済手段・暗号資産サービス仲介</p>	<p>貴重なご意見として承ります。なお、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に求められる業務運営態勢については、各電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のビジネス</p>

	<p>業者はあくまで「媒介者」であり、利用者の資産を預からず、口座管理も行わない。この前提において、各義務が電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者にも独立して課される場合、同一のデータ及びプロセスに対する二重の管理体制を構築する結果となり、管理コストの増大、二箇所での管理に伴うデータ不整合リスクの発生、及び問題発生時の責任所在が不明確になることが懸念される。</p> <p>事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅰ－１は「利用者の保護…及び…業務の適正かつ確実な遂行を確保する責任は、第一義的には所属電子決済手段等取引業者等が果たさなければならない」と明記し、Ⅲ－１－１も「所属電子決済手段等取引業者等に対する監督に重点を置き、まずは所属電子決済手段等取引業者等への監督を通じて、…利用者の保護を図」るものとしている。</p> <p>一方で、個別の義務規定においては、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者にも所属電子決済手段等取引業者等と実質的に同水準の態勢整備が求められている箇所が見受けられ、上記の「第一義的責任」原則との整合性の観点から、さらなる検討の余地があるのではないかと考えられる。</p>	<p>モデルを踏まえつつ、対応する規制の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
<p><b>11. その他</b></p>		
<p>64</p>	<p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設は、利用者にとって選択肢を広げる非常に重要な制度だが、登録要件や情報提供義務が過度に重くなる場合、スタートアップや新規参入者の参画を阻害する可能性がある。利用者保護とイノベーション促進のバランスを踏まえ、リスクベースでの規制設計を期待する。</p>	<p>電子決済手段又は暗号資産の交換等について、媒介のみを行う者に対して過不足のない規制を適用することによって、事業者がサービスの提供を行いやすくなることに留意しつつ、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る規定を整備しています。</p>
<p>65</p>	<p>マネロン・テロ資金供与対策のため、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者との取引等を開始する際、事業内容等を確認するに当たって、登録を受けた電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が、どちらの仲介業を行っているかは、何らかの形で公表されるようにしていただきたい。例えば、金融庁ウェブサイトの「免許・許可・登録等を受けている事業者一覧」に、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿を新たに掲載いただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録一覧において、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の業務の種別（電子決済手段仲介行為に係る業務又は暗号資産仲介行為に係る業務のいずれを行っているか）を明示することを検討いたします。</p>
<p>66</p>	<p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業について、政令案は、登録申請書の記載事項及び添付書類、利用者に対して明示、説明及び情報提供する事項、一定の禁止行為、その他の利用者保護措置、帳簿書類の内容等について、網羅的で具体的な手続を定めたものではあるが、その手続の範囲、詳細度、実効性、真実性の保証に有意なものかは、実際の運用において常にレビュー、改善を繰り返し実施することを要する性質のものである。</p>	<p>改正法附則第9条において、「この法律の施行後三年を目途として、新資金決済法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新資金決済法第二条の二第二号に該当する行為の範囲その他新資金決済法の規定について検討を加</p>

	<p>規制立法の趣旨、その目的とするところに資するものかを、前述の有意性を合理的、定量的に考課し、硬直化することなく、おおむね1年ないし2年程度のサイクルで見直すこと、また政令にその旨を具体的に盛り込むことを検討いただきたい。</p>	<p>え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」こととしており、当該規定を踏まえた対応を行ってまいります。</p>
67	<p>資金決済WG報告にも記載されているとおり、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のビジネスモデルとして想定されているのは、IFAのような対面による勧誘を伴う仲介サービスというよりも、ゲームアプリやアンホステッド・ウォレット等をウェブ上で提供する事業者が、自己のウェブサイトやアプリを経由して、利用者に対して暗号資産交換業者等を紹介、送客するものである。そのため、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の提供するサービス内容に照らして、特定の利用者に対して暗号資産取引を勧め誘う行為を伴わないケースも多く想定される。</p> <p>また、ウェブサイト等を経由した送客にとどまる場合は、利用者が暗号資産交換業者との間で行う取引内容に関知しないことが想定されるほか、(例えばゲーム提供事業者などは)顧客の個人情報を含む属性情報の詳細を把握していないことも多いことから、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が顧客情報及び取引動向を適時に把握することが期待できない場面も多く存在するものと考えられる。</p> <p>このような電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のビジネスモデルを踏まえると、最終的には各電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のビジネスモデルの内容次第ではあるものの、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の登録申請や監督行政においては、顧客情報や取引動向の把握を必須とするような硬直的な解釈・運用がなされるものではないと理解してよいか。</p>	<p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の登録を受ける業者のビジネスモデルとしては、ご指摘いただいたようなゲームアプリ等の場合以外にも、従来型のIFA類似の対面での勧誘を伴うサービスも想定され得るところであり、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が法令上講じることが求められている措置を講じているか否かは、各電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のビジネスモデルを踏まえつつ、規定の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
68	<p>暗号資産WGで議論されているとおり、暗号資産仲介については金融商品仲介業として金商法に移管されることが想定されており、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の登録を完了した事業者については一定期間内に金融商品仲介業の登録を完了することを要するものと想像する。そのような前提に立つと、今般の改正法に従って電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の登録申請を行い登録を取得できたとしても、改正後の金商法に基づいて、ほどなく金融商品仲介業の登録申請を行う必要があるが、その際に金融商品仲介業者として新規の審査項目・審査視点での審査が改めて行われるとすると、事業者側の体制整備の負担及びコンプライアンスコストが過大となるため、資金決済法下での電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の登録申請を躊躇せざるを得ない。</p>	<p>令和8年4月10日に閣議決定された金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案では、その附則において、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関し、「この法律の施行の際現に旧資金決済法第六十三条の二十二の二の登録(…)を受けている者(…)は、施行日から起算して六月間(…)は、…暗号資産売買媒介等業務を行うことができる」(附則第18条第1項)等の経過措置を定めています。その上で、金融商品仲介業の登録審査については、適切に対応してまいります。</p>

	<p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の登録を完了した事業者が過度な負担なく改正後の金商法に基づくライセンス登録を完了できるようお取り計らいいただきたい。</p>	
69	<p>本改正案において、電子決済手段や暗号資産の取引に関与する者は、広く「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」として読み得る構造になっている。その結果、第3のウォレット向けソフトウェアを開発・提供する事業者が、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」として登録義務を課される可能性がある。しかし、かかる事業者が、①秘密鍵を一切預からず、資金決済にも関与しない、②銀行等によるKYC・VC (Verifiable Credential) 発行のための技術基盤のみを提供する、③取引の媒介・取次ぎ・代理行為そのものを行わないことを考慮すると、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」に該当しないと考える。</p> <p>このような「純粋な技術提供者」が、電子決済手段等取引業者や電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者として登録を求められると、スタートアップが巨額の資本・システム・コンプライアンス体制を要求され、参入が実質的に不可能となったり、また、銀行や既存金融機関が、柔軟な外部技術の採用を控えざるを得ず、結果として日本の金融イノベーション全体が遅れるといった問題が生じ得る。</p> <p>①秘密鍵の生成・復元に必要な情報を一切保持せず、数学的に復元できないこと、②取引の媒介・取次ぎ・代理行為を行わず、KYC・VC発行支援・VP (Verifiable Presentation) 検証の技術基盤のみを提供すること、③資金の預託を受けず、顧客資産の移転権限を持たないことという要件を満たす技術提供者については、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」に該当しない旨を、内閣府令又は事務ガイドラインで明確にしていきたい。</p>	<p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業とは、電子決済手段等取引業者等以外の者が、電子決済手段等取引業者等の委託を受けて、電子決済手段の売買若しくは他の電子決済手段との交換又は暗号資産の売買若しくは他の暗号資産との交換の媒介を当該電子決済手段等取引業者等のために業として行うことをいいます。ご指摘の事例が必ずしも明らかではございませんが、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業への該当性については、上記の定義に照らし、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
70	<p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に該当する業務として、以下のような行為は含まれるとの理解でよいか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者が銀行、資金移動業者又は暗号資産交換業者を利用するためのUI (ユーザーインターフェース) やWebサービスを提供する行為</li> <li>2. 利用者が自己の判断と責任により、電子決済手段又は暗号資産の移転等を行うための情報表示、操作補助、技術的インターフェースの提供</li> <li>3. スマートコントラクトの実行を、利用者の操作に基づき技術的に補助する行為 (当該仲介業者が秘密鍵を保持せず、裁量的判断を行わない場合)</li> </ol> <p>また、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が以下の要件をすべて満たす場合には、電子決済手段又は暗号資産の「管理」や「資金移動業」には該当しないとの理解でよいか。</p>	<p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業とは、電子決済手段等取引業者等以外の者が、電子決済手段等取引業者等の委託を受けて、電子決済手段の売買若しくは他の電子決済手段との交換又は暗号資産の売買若しくは他の暗号資産との交換の媒介を当該電子決済手段等取引業者等のために業として行うことをいいます。ご指摘の事例が必ずしも明らかではございませんが、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業への該当性については、上記の定義に照らし、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>

	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者の秘密鍵又は認証情報を一切保持しないこと</li> <li>2. 利用者資産を自己又は第三者名義の口座・ウォレットに一時的にも滞留させないこと</li> <li>3. 電子決済手段又は暗号資産の移転は、常に利用者の意思表示に基づき実行されること</li> <li>4. 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が裁量により資産の移転先・金額等を決定しないこと</li> </ol>	
71	<p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業について、複数の取引所に所属した場合でも損害賠償責任があるのは1社のみというように読み取れるが、複数の取引所に所属するケースは実務的には例えば、「メインの取引所Aに対して所属するとともに、取引所Aで扱っていないトークンXを取引可能とするために取引所Bにも所属する」というような場合が想定される。</p> <p>このケースでは、特にトークンXがハイリスクなものである場合において、取引所Aが自らの意思を超えたリスクを背負わされている状態であり、この場合、取引所Aは電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対してトークンXを取り扱わないよう指示することが想定される。この場合、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の業務拡大、ひいては競争力の向上に対して足かせとなると考えられるところ、このようなケースではトークンXに関する事象の責任は取引所Bが負うものとするのが自然ではないか。</p>	<p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、所属電子決済手段等取引業者等が2以上あるときは、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が電子決済手段仲介行為又は暗号資産仲介行為につき利用者に加えた損害を賠償する責任を負う所属電子決済手段等取引業者等を明らかにする必要があります(資金決済法第63条の22の3第1項第11号、仲介業府令第5条第4号及び第5号)。かかる規定の趣旨は、利用者の利便性の観点から、利用者がまず責任を追及できる所属電子決済手段等取引業者等を明らかにすることにあり、必ずしも特定の1社の所属電子決済手段等取引業者等のみが利用者に対して責任を負うことまでを求めるものではありません。例えば、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の登録申請の審査に当たっては、損害の発生状況等を類型化し、当該類型の全てについて、当該損害の賠償を行う所属電子決済手段等取引業者等の商号又は名称が明確に特定されているかを確認することとしています(事務ガイドライン(電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者)Ⅲ-2-1(3)①イ)。そのため、例示いただいた場合においても、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の媒介による利用者の取引所Bでの取引について取引所Bが損害の賠償を行うこととするとは妨げられず、取引所Aのみが利用者への損害の賠償を行うこととすることを求めるものではありません。</p> <p>なお、損害の発生状況等について、いずれの類型にも該当しない場合、又はいずれの類型に該当するかが明確でない場</p>

		合など、利用者から見ていずれの所属電子決済手段等取引業者等が損害を賠償する責任を負うかが明確でない場合についても、損害の賠償を行う所属電子決済手段等取引業者等の商号又は名称を特定することを求めています(事務ガイドライン(電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者)Ⅲ-2-1(3)①口)。
72	To ensure robust Business Continuity and Disaster Recovery (BCDR) in the Web3 ecosystem, organizations must move beyond traditional contingency plans that focus solely on internal server failures. Given that the primary risks in Web3 stem from external, underlying protocol events like blockchain forks, smart contract exploits, or network congestion, BCDR strategies need to incorporate specific, automated defense mechanisms. An illustrative recommendation is the implementation of an Automated API Circuit Breaker—a mechanism that allows the intermediary's system to immediately and automatically suspend functions, such as price feeds and user interactions, upon receiving risk alerts from the underlying network provider. This "coordinated interception capability" ensures a rapid response to critical external disruptions, making it an essential metric for system testing and IT audits.	We would take into account your comments when we consider our future regulatory framework.
73	Intermediaries might outsource application and/or system components, which creates supply chain security risks. To mitigate this issue, regulatory bodies should mandate that intermediaries and their third-party providers clearly articulate liability within their agreements, specifically detailing responsibility for any asset losses. This regulatory action aims to establish defined roles and responsibilities, thereby minimizing disputes following an incident.	Even when intermediary business service providers for transactions of electronic payment instruments and cryptoassets outsource part of their operations to third parties, they remain ultimately responsible to users for the outsourced activities. The allocation of responsibilities between such intermediary service providers and their outsourcing partners should be carefully examined by the intermediary service providers themselves when selecting the outsourcing partner.